

令和5年(2023年)3月24日  
企画振興部総合政策課  
(課長)小林 真人(総合調整幹)馬場 武親  
(担当)竹内 悠樹  
電 話:026-235-7018(直通)  
026-232-0111(代表)内線3725  
F A X:026-235-7471  
E-mail seisaku@pref.nagano.lg.jp

## 沖縄県との交流連携協定の締結について

令和5年3月15日(水)に玉城デニー沖縄県知事が来県し、沖縄県と交流連携協定を締結した。

### 1 締結までの経緯

これまで、長野県と沖縄県の間では、チャーター便の運航、観光や物産交流、子どもたちの交流、平和学習、環境面での連携など、様々な分野で交流を進めてきた。

先月、阿部知事が沖縄県を訪問して行った玉城知事との会談において、交流連携協定を締結することについて合意していた。その後、沖縄県との協議が整い、協定締結に至ったもの。

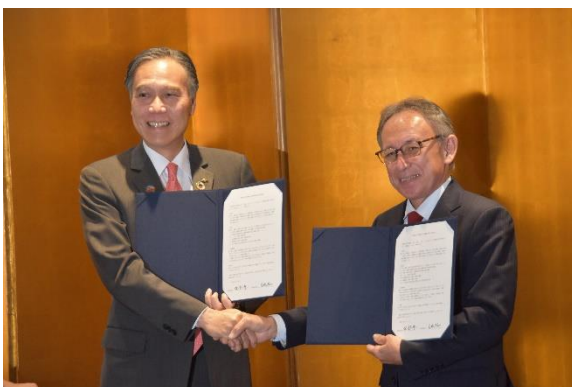
### 2 協定の目的

「長野の山」と「沖縄の海」に代表されるように対極となる強みや魅力を有する両県が、民間同士の交流などを含め、各分野において交流を促進し、連携・補完関係を強化することにより、両県の発展、ひいてはSDG sの達成に寄与する。

### 3 協定の内容

- (1) 将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進
- (2) 両県の特長を活かした産業振興に資する取組の促進
- (3) こども・若者の交流促進
- (4) 地球環境の保全に関する取組の促進
- (5) 健康長寿に関する取組の促進
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

### 4 交流連携協定締結式の様子



## 長野県及び沖縄県の交流連携に関する協定書

長野県及び沖縄県（以下「両県」という。）は、次のとおり「交流連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、「長野の山」と「沖縄の海」に代表されるように対極となる強みや魅力を有する両県が、民間同士の交流などを含め、各分野において交流を促進し、連携・補完関係を強化することにより、両県の発展、ひいてはSDGsの達成に寄与することを目的とする。

### （内容）

第2条 両県は、前条の目的を達成するために、次の事項について取り組むものとする。

- （1）将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進
- （2）両県の特長を活かした産業振興に資する取組の促進
- （3）こども・若者の交流促進
- （4）地球環境の保全に関する取組の促進
- （5）健康長寿に関する取組の促進
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、両県のいずれからも、次項の規定による解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 両県のいずれかが、本協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （協議）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、両県が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月15日

長野県知事

阿部 守一

沖縄県知事

玉城 テニール